

平成 20 年 2 月 18 日

内閣府国民生活局
個人情報保護推進室 殿

「個人情報保護に関する基本方針一部改正案」に関する意見

全国銀行協会

今般、当協会では、平成 20 年 1 月 18 日付で意見募集が行われました標記改正案に関する意見を下記のとおりまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「保有個人データについて本人から求めがあった場合には、自主的に利用停止等に応じること」(12 ページ) について

(意見)

「本人から求めがあった場合には、自主的にダイレクトメールの発送等の停止等に応じること」等に改めていただきたい。

(理由)

- ・「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(19 年 6 月 29 日)では、事業者が自主的に応じる利用停止等は、ダイレクトメールの発送等を念頭に置いた整理がなされている。個人情報保護部会の検討過程においても、専らダイレクトメールの発送や電話勧誘等が議論されたものと認識。
- ・事業者としては、ダイレクトメールの発送等以外の広く一般的な利用停止等に対応困難である。例えば、顧客情報の利用については、その停止によって取引そのものの継続が不可能となる場合が考えられる。また、取引終了後に顧客から停止等の求めがあった場合であっても、後日顧客から取引内容について照会があった際への対応など消費者保護のために必要な利用や、法令上事業者に求められる利用もあり、一律な利用停止等は困難である。

2. 「委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること」(12 ページ) について

(意見)

「委託の有無や委託内容の例示等を示すことによって、委託処理の透明化を進めること」等に改めていただきたい。

(理由)

- ・委託関係は事業活動の中で変動するため、委託する事務の内容を全て明らかにすることは実現困難であり、委託内容は例示にとどめることが現実的である。

3. 「事業者がその事業内容を勘案し、顧客の種類ごとに利用目的を限定して示す等、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること」(12 ページ) について

(意見)

「事業活動が多岐にわたり、定款等に記載された事業を広く掲げる場合には、顧客の種類ごとに利用目的を限定して示す等、本人にとって利用目的がより明確になるようにすること」等に改めていただきたい。

(理由)

- ・「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」(19年6月29日)では、事業活動が多岐にわたる場合に、事業者が利用目的を特定する際に、定款又は寄付行為等に記載された事業を広く掲げることが指摘されていることから、そのような問題意識であることを明確化すべきである。
- ・「顧客の種類」は様々なレベルでの種類が考えられるが、単に「顧客の種類ごと」としたのでは、事業分野に応じた顧客の種類であるという意が読み取れない。

4. 「取得元、取得源の種類や取得経緯等、個人情報の取得方法を、あらかじめ、可能な限り具体的に明記すること」(12 ページ) について

(意見)

「ダイレクトメールや電話勧誘に利用する個人情報については、取得元、取得源の種類や取得経緯等の取得方法を、可能な限り明らかにすること」等に改めていただきたい。

(理由)

- ・個人情報の取得方法は多種多様であり、あらかじめ具体的に明記することは実現困難である。
- ・個人情報保護部会の検討過程においては、専らダイレクトメールの発送や電話勧誘に利用される個人情報の取得方法が消費者に明らかではないことから、オプトアウトや利用停止の求めが困難である問題が議論されたものと認識。
- ・ダイレクトメールや電話勧誘に利用する個人情報については、あらかじめ取得方法を示す方法のほか、ダイレクトメールや電話勧誘の際に取得方法を示す方法が考えられることから、「あらかじめ」は削除すべき。

以上